

2006年3月13日

各 位

会社名 株式会社 商船三井
(コード番号:9104 東・大・名各1部、福、札)
代表者名 代表取締役社長執行役員 芦田 昭充
問合せ先 財務部 財務企画グループ
グループリーダー 中川 和彦
(Tel : 03-3587-6558)

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2006年3月13日開催の当社取締役会において、発行総額上限500億円（グリーンシューオプション50億円を含む。）となる2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【資金調達の目的】

当社は、2004年3月に中期経営計画“MOL STEP (Mitsui O.S.K. Lines Strategy towards Excellent and Powerful Group)”を公表、更に2005年5月に同計画のレビューを行い、世界の海運をリードする強くしなやかな企業グループとして更なる成長と飛躍を目指して事業展開を図っております。今回の資金調達は、こうした戦略の基盤となる船隊整備に資するとともに、財務基盤のより一層の強化を通じて、企業価値の増大を図ることを目的としています。

【転換社債型新株予約権付社債発行を選択した理由】

本転換社債型新株予約権付社債は、将来的な当社の収益の伸張に伴い株式への転換が進むことでより一層の資本増強が図られ、更なる成長に向けての投資余力の拡大が期待できます。一方、時価を上回る転換価額を設定することにより、将来の株式転換に伴う発行済株式数の増加による一株当たり利益の希薄化を極力抑制することができ、既存の株主価値に配慮した商品性となっています。また、ゼロクーポン債とすることで当面の金利コストを最小化し金融収支の改善が期待できる等、当社にとり最適な資金調達であると考えています。

【調達資金の用途】

全額を船舶への投資に充当します。

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

記

1. 社債の名称

株式会社商船三井2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 本社債の発行総額

450億円及び下記7.(1)記載の幹事引受会社に付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券(下記9.(5)に定義する。)の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額

3. 本社債の発行価額

本社債額面金額の100%(各本社債の額面金額1,000,000円)

4. 本新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 本社債の利率

本社債には利息を付さない。

6. 払込期日及び発行日

2006年3月29日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

7. 募集に関する事項

(1) 募集地域及び方法

Nomura International plc及びDaiwa Securities SMBC Europe Limitedを共同主幹事引受会社兼共同ブックランナーとする幹事引受会社の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。なお、2006年3月22日までに当社に通知することにより、本社債額面金額合計額50億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を幹事引受会社に付与する。

(2) 本新株予約権付社債の発行価格(募集価格)

本社債額面金額の102.5%

8. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、商法(明治32年法律第48号)(以下「商法」という。)又は会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」という。)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 発行する本新株予約権の総数

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

45,000個及び上記7.(1)記載の幹事引受会社に付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額を1,000,000円で除した個数並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を1,000,000円で除した個数の合計数

(3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。なお、会社法の施行後においては、本新株予約権1個の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、当社取締役常務執行役員加藤敏文又は当社常務執行役員米谷憲一が、当社取締役会の授権に基づき、かかる取締役会開催日又はその翌日(日本時間)に、かかる取締役会開催日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「当社普通株式の終値」という。)の133%以上で、ユーロ市場における市場慣行に従った転換社債型新株予約権付社債のブックビルディング方式により把握される投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(3)記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権の価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は上記(3)記載のとおり決定される額とする。

(5) 本新株予約権の行使期間

2006年4月12日から2011年3月15日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)までとする。但し、(A)当社が下記9.(2)、又はのいずれかにより本社債を繰上償還する場合には、償還日の東京における3営業日前の日における新株予約権行使受付代理

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

人の営業終了時(行使請求地時間)以降、(B)下記9.(3)記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時以降、又は(C)当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。

但し、(x)いかなる場合も2011年3月15日より後は本新株予約権を行使することはできず、また、(y)当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、当社の営業の全部譲渡若しくは実質的な全部譲渡、新設分割若しくは吸収分割(本新株予約権付社債及び信託証書に基づく当社の義務を他の会社に承継させる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社になる場合)を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当該合併、営業譲渡、新設分割、吸収分割、株式交換又は株式移転の効力発生日より前の当社が定める期間(かかる期間は、30日を超えないものとする。)において行使することができないものとする。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

本新株予約権の消却事由は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(9) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に対する利益配当金又は中間配当金(商法第293条ノ5による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在は3月31日及び9月30日に終了する各6ヶ月の期間をいう。)の初めに本新株予約権の行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

上記の規定にかかわらず、会社法に基づく剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた中間配当金を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により発行又は移転された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

9. 本社債に関する事項

(1) 本社債の満期償還

2011年3月29日(償還期限)に本社債額面金額の100%で償還する。

(2) 本社債の繰上償還

130%コールオプション条項による繰上償還

2009年3月29日以降、当社普通株式の終値が、30連続取引日にわたり、各当該取引日に有効な転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人(以下「本新株予約権付社債所持人」という。)に対して、当該30連続取引日の末日から30日以内に、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額の100%で繰上償

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

還することができる。「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、下記の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要の場合は、当該株式交換又は株式移転について当社の取締役会決議がなされた場合)(かかる場合には、本新株予約権付社債の要項記載の特約に基づく義務に従うものとする。)であって、(A) 本新株予約権付社債の要項記載の申出を行うことが(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能でない旨、若しくは、法律上実行可能であるが、当社が最善の努力を尽くしてもかかる申出を行うことができない旨を当社が信託証書に定める方法によって証明した場合、又は、(B) かかる申出を行ったが、全ての本新株予約権付社債所持人が承諾しなかった場合には、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債に関して、当社によるかかる申出が行われなかったもの、又はかかる申出が承諾されなかったものの全部(一部は不可)を本社債の額面金額に対する下記の割合の償還価額で繰上償還することができる。

償還日が2006年3月29日から2007年3月28日までの場合	104 %
償還日が2007年3月29日から2008年3月28日までの場合	103 %
償還日が2008年3月29日から2009年3月28日までの場合	102 %
償還日が2009年3月29日から2010年3月28日までの場合	101 %
償還日が2010年3月29日から2011年3月28日までの場合	100 %

税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し本新株予約権付社債の要項記載の特約に基づく追加金の支払の義務があることを当社が受託会社に了解させ、かつ当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社がかかる義務により追加金の支払いをなすこととなる最初の日の90日前の日より前には上記通知をなすことはできない。また、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の10%以上の場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関す

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

る支払につき本新株予約権付社債の要項記載の追加金の支払の義務を負わず、当該償還日後の当該本新株予約権付社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(3) 買入消却

当社及びその子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れることができる。当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を消却することができ、かかる消却と同時に当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄するものとする。また、当社の子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当該子会社は、その選択により、消却のために当該本新株予約権付社債を当社に交付することができ、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は、かかる交付と同時に放棄される。

(4) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本新株予約権の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本新株予約権付社債につき期限の利益を失い、本新株予約権付社債額面金額の100%で直ちに償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券は無記名式とする。本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

(6) 担保又は保証

該当なし。

(7) 財務上の特約

担保設定制限が付される。

10. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

11. 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から当該本新株予約権に係る本新株予約権の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。なお、会社法の施行後においては、上記8.(3) なお書の規定が適用される。

12. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

全額を船舶への投資に充当します。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

船舶の建造を含めた船隊の拡充を通じ業容の拡大及び競争力の強化を図ることで、収益力の向上を見込んでおります。また、将来、当社の収益が伸張し、これに伴い本新株予約権付社債の株式への転換が進んだ場合には、より一層の資本増強によって財務基盤も強化される見通しです。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、積極的な事業投資による企業価値の向上及び配当を通じた株主への直接的な利益還元を経営上の重要政策と認識しております。現在、更なる「成長」を目指す中期経営計画に基づき、船舶を中心とした積極的な投資を行う一方、財務体質の強化も重要な課題として取り組んでおります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記(1)で述べた方針を総合的に勘案し、当面の間は連結配当性向20%を目安と致しますが、中長期的経営課題として配当性向の向上にも取り組んで参ります。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	6.90円	33.73円	64.10円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	5円 (-)	11円 (4円)	16円 (7.50円)
実績配当性向	72.5%	32.6%	25.0%
株主資本利益率	5.31%	22.78%	33.65%
株主資本配当率	3.81%	7.40%	8.37%

- (注) 1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純損益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
3. 平成15年3月期から、1株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	282円	293円	537円	696円
高 値	299円	562円	723円	1094円
安 値	194円	290円	444円	611円
終 値	284円	536円	689円	792円
株 価 収 益 率	41.16倍	15.89倍	10.75倍	-

- (注) 1. 平成18年3月期の株価については、平成18年3月10日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。
3. 株価は全て、東京証券取引所における当社普通株式の終値です。

以上

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。